

女性と若者向け自殺対策 Web 広告業務仕様書（案）

1 目的

本県の女性の自殺者数は増加傾向にあり、女性に対する対策の必要性が高まっている。また、令和4年の全国児童生徒の自殺者数が514人と過去最多を記録したことなどにより、厚生労働省が特に子ども・若者の自殺防止に向けた取り組みを強化していることを受け、子ども・若者に対しても必要な情報を届ける必要がある。

このため、自殺に関する情報を容易に入手しやすいインターネットの検索エンジンや Web ページ等への広告を活用し、こころの健康相談統一ダイヤルなどの相談窓口を紹介する県ランディングページへの誘導を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日～令和6年3月31日

3 委託業務の内容

県内の女性と若者に対して、バナー表示及びリスティング広告等を行い、県ランディングページへの誘導を図る。

(1) 広告掲載期間等

期間、時間帯については、山梨県（以下「県」という。）と協議のうえ、最適なタイミングで広告出稿費の条件を達成できるよう設定するものとする。

(2) 対象地域

- ・ 県内

(3) 対象者

- ・ 県内の女性と若者（主に10～20代）

(4) 広告の種類

広告の配信に当たっては、県との協議のうえ、最適な情報発信の手法を工夫、検証しながら実施するものとする。

① ディスプレイ広告

- ・ バナーは女性向け・若者向けそれぞれ2種類以上作成し、最終デザインについては県と協議のうえ、決定する。
- ・ ランディングページは、県が指定する以下のページとする。
<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/soudan/index.html>
- ・ 媒体については、YouTube、Instagram、LINE等から効果的なものを活用する（媒体数は不問）。

② リスティング広告

- ・ 検索ワードは受託事業者からの提案等をもとに県と協議のうえ、決定する。
- ・ ランディングページは、①と同様とする。
- ・ 検索エンジンについては、Google、Yahoo!とする

4 結果の報告

(1) 例月の報告

翌月10日までに、前月分について配信種別毎の内訳等をまとめたレポートを提出すること。

(2) 委託業務の完了報告

令和6年4月10日までに、委託期間を通じたレポートを提出すること。

5 業務実施上の留意事項

(1) 広告出稿費の実費精算

契約締結時に県及び受託者で定めた広告出稿費は実費精算とし、広告出稿費の実績が契約時に定めた広告出稿費に満たない場合に、当該満たない金額を委託料の精算時に減額する。

(2) その他

本業務実施に係る全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、山梨県に帰属する。

6 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。